

島根原子力発電所第2号機 審査資料	
資料番号	NS2-添1-037改01(比)
提出年月日	2022年5月16日

先行審査プラントの記載との比較表

(VI-1-1-10 発電用原子炉施設の蒸気タービン, ポンプ等の
損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書)

2022年5月

中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

実線 ・ ・ 設備運用又は体制等の相違 (設計方針の相違)
波線 ・ ・ 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)
■ ・ ・ 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。			
相違No.	相違理由		
①	RCPB拡大範囲に対する対象設備の相違		
②	島根 2 号機は、ボトムドレンラインの運用を変更するため評価対象としている		
③	島根 2 号機は、新たな設計基準対象施設及び重大事故等対処設備を申請範囲としている		
④	島根 2 号機は国内規格である J E A G 4 6 1 3 及び原子炉格納容器についての記載をしているSRP 3. 6. 2両方に基づいて設計を行う		
⑤	島根 2 号機は、ガスタービン駆動補機のタービンミサイル評価を実施する		
⑥	適用する弾性設計用地震動の相違		
⑦	ディーゼル駆動設備のうち、非常調速装置がない設備に対する防護処置を記載		
⑧	島根 2 号機は、HPACポンプの調速装置について記載		

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>VI-1-1-10 発電用原子炉施設の蒸気タービン, ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書</p>	

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p style="text-align: center;">目次</p> <p>1. 概要 1</p> <p>2. 基本方針 1</p> <p>3. 評価 2</p> <p>3.1 内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する配管の破損による飛散物 2</p> <p>3.1.1 評価方針 2</p> <p>3.1.2 評価内容 3</p> <p>3.1.3 評価結果 4</p> <p>3.2 高速回転機器の損壊による飛散物 5</p> <p>3.2.1 評価方針 5</p> <p>3.2.2 評価内容 6</p> <p>3.2.3 評価結果 8</p>	

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>1. 概要</p> <p>本資料は、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）第15条第4項及びその実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）に基づき、機器の損壊又は配管の破損に伴う飛散物により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とすることについて説明するとともに、技術基準規則第54条第1項第5号及びその解釈に基づき、悪影響防止として高速回転機器が飛散物とならないことについて説明するものである。</p> <p>配管の破損に関しては、設計基準対象施設に属する設備のうち原子炉冷却材圧力バウンダリの拡大範囲となる弁 <u>MV222-14</u>（<u>残留熱除去系炉頂部冷却内側隔離弁</u>）から弁 <u>V222-7</u>（<u>残留熱除去系炉頂部冷却水逆止弁</u>）まで、弁 <u>MV222-11A, B</u>（<u>残留熱除去ポンプ炉水戻り弁</u>）から弁 <u>AV222-3A, B</u>（<u>炉水戻り試験可能逆止弁</u>）まで及び弁 <u>MV222-6</u>（<u>残留熱除去系炉水出口内側隔離弁</u>）から弁 <u>MV222-7</u>（<u>残留熱除去系炉水出口外側隔離弁</u>）までの主配管（以下「RCPB 拡大範囲」という。）及び原子炉压力容器から原子炉压力容器ボトムドレンライン合流部までの運用変更範囲（以下「ボトムドレンライン運用変更範囲」という。）が今回の申請範囲となることから、RCPB 拡大範囲及びボトムドレンライン運用変更範囲の破損に伴う飛散物により、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計を行うことについて説明する。</p> <p>また、機器の損壊に関しては、高速回転機器のうち新たな設計基準対象施設及び重大事故等対処設備が今回の申請範囲となることより、これらの高速回転機器がオーバースピードに起因する損壊に伴う飛散物とならないことを説明する。</p> <p>なお、重大事故等対処設備のうち、<u>原子炉隔離時冷却ポンプ</u>、<u>高圧炉心スプレイポンプ</u>、<u>低圧炉心スプレイポンプ</u>、<u>非常用ディーゼル発電設備の発電機等</u>については、設計基準事故時と使用する系統設備及び使用方法に変更がないこと並びに設計基準対象施設に関しては技術基準規則の要求事項に変更がないため、今回の申請において変更は行わない。</p>	<p>・設備の相違 【東海第二，柏崎7】 RCPB 拡大範囲に対する対象設備の相違（以下，①の相違）</p> <p>・設備の相違 【東海第二，柏崎7】 島根2号機は，ボトムドレンラインの運用を変更するため評価対象としている（以下，②の相違）</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根2号機は，新たな設計基準対象施設及び重大事故等対処設備を申請範囲としている（以下，③の相違）</p> <p>・炉型の相違 【柏崎7】</p>

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
		<p>2. 基本方針</p> <p>設計基準対象施設に属する設備は、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する配管の破損に伴う飛散物により安全性を損なわない設計とする。</p> <p>内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する配管については、材料選定、強度設計に十分な考慮を払うとともに、<u>「原子力発電所配管破損防護設計技術指針 J E A G 4 6 1 3 - 1998」</u> (日本電気協会) (以下「<u>J E A G 4 6 1 3</u>」という。) 及び <u>「STANDARD REVIEW PLAN 3.6.2 DETERMINATION OF RUPTURE LOCATIONS AND DYNAMIC EFFECTS ASSOCIATED WITH THE POSTULATED RUPTURE OF PIPING(SRP 3.6.2 R3)」</u> (U.S. NUCLEAR REGULATORY COMMISSION) (以下「<u>SRP 3.6.2</u>」という。) に基づき配管破損を想定し、その結果生じる可能性のある動的影響により、発電用原子炉施設の機能が損なわれることのないよう配置上の考慮を払うこととする。</p> <p>また、新たな設計基準対象施設及び重大事故等対処設備については、高速回転機器が損壊し、飛散物とならないように保護装置を設けること等により、オーバースピードとならない設計とするとともに、<u>ガスタービン駆動補機については、定格回転速度が非常に高速であることを踏まえ、仮想的にタービンが損壊することも想定し影響を評価する。</u></p>	<p>・設計方針の相違 【東海第二, 柏崎 7】 島根 2 号機は国内規格である J E A G 4 6 1 3 及び原子炉格納容器についての記載をしている SRP 3.6.2 両方に基づいて設計を行う (以下, ④の相違)</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根 2 号機は, ガスタービン駆動補機のタービンミサイル評価を実施する (以下, ⑤の相違)</p>

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>3. 評価</p> <p>発電用原子炉施設の安全性を損なうことが想定される配管の破損又は機器の損壊には、以下の要因が考えられる。内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する配管については破損に伴う飛散物により、発電用原子炉施設の安全性を損なわないことを、また、高速回転機器については損壊に伴う飛散物とならないことを評価する。</p> <p>(1) 内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する配管の破損</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ RCPB 拡大範囲 ・ <u>ボトムドレンライン運用変更範囲</u> <p>(2) 高速回転機器の損壊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高圧原子炉代替注水ポンプ, ガスタービン発電機, 補助消火ポンプ等</u>, 今回の申請範囲となる高速回転機器である新たな設計基準対象施設及び重大事故等対処設備を表 3-1 「主要回転機器一覧表」に示す。 	<p>・ 設備の相違 【東海第二, 柏崎 7】 ②の相違</p> <p>・ 記載方針の相違 【東海第二】</p> <p>・ 他号炉と共用しない 【柏崎 7】</p>

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
		<p>3.1 内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する配管の破損による飛散物</p> <p>3.1.1 評価方針</p> <p>高温高压の流体を内包する原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する主配管のうち RCPB 拡大範囲及びボトムドレンライン運用変更範囲それぞれについて、<u>J E A G 4 6 1 3 及び SRP 3.6.2 両方の規格</u>に基づき配管破損を想定し、以下の評価内容により評価し、設計上考慮する。なお、LBB 概念は適用しない。</p> <p><u>ただし、J E A G 4 6 1 3 に記載されている基準地震動 S 1 については、弾性設計用地震動 S d と読み替え、及び SRP 3.6.2 が参照している「STANDARD REVIEW PLAN BRANCH TECHNICAL POSITION 3-4 POSTULATED RUPTURE LOCATIONS IN FLUID SYSTEM PIPING INSIDE AND OUTSIDE CONTAINMENT (SRP BTP3-4 R2) (U. S. NUCLEAR REGULATORY COMMISSION) に記載されている operating basis earthquake については、弾性設計用地震動 S d の 1/3 と読み替える。また、J E A G 4 6 1 3 が参照している「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」(昭和 55 年通商産業省告示第 5 0 1 号、最終改正平成 15 年 7 月 29 日経済産業省告示第 277 号) に関する内容及び SRP 3.6.2 が参照している「2013 ASME Boiler and Pressure Vessel Code」(The American Society of Mechanical Engineers) に関する内容については、「発電用原子力設備規格設計・建設規格 (2005 年版 (2007 追補版含む。)) <第 I 編 軽水炉規格> J S M E S N C 1 -2005/2007」(日本機械学会) (以下「J S M E S N C 1」という。) に従うものとする。</u></p> <p>3.1.2 評価内容</p> <p>評価においては、配管破損想定位置を考慮した上で、防護対象を防護する。</p> <p>(1) 防護対象</p> <p>防護対象は、原子炉施設の異常状態において、この拡大を防止し、又は緩和する機能を有するもののうち、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 原子炉停止系 b. 炉心冷却に必要な工学的安全施設及び関連施設 c. 原子炉冷却材喪失時に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の放散に対する障壁を形成するよう設計された範囲の施設 	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二、柏崎 7】</p> <p>②の相違</p> <p>・設計方針の相違</p> <p>【東海第二、柏崎 7】</p> <p>④の相違</p>

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>(2) 配管破損想定位置</p> <p>RCPB 拡大範囲及びボトムドレンライン運用変更範囲それぞれについて、J E A G 4 6 1 3 及び SRP 3.6.2 両方の規格に基づき、ターミナル・エンド及び発生応力又は疲労累積係数が所定の値を超える点を配管破損想定位置とする。</p> <p>a. ターミナル・エンド</p> <p>b. 供用状態 A, B 及び (1/3) S d 地震荷重*に対して次のいずれかの条件を満たす点</p> <p>(a) $S_n > 2.4 S_m$, かつ, $S_e > 2.4 S_m$</p> <p>(b) $S_n > 2.4 S_m$, かつ, $S_{n'} > 2.4 S_m$</p> <p>ただし, S_n : J S M E S N C 1 P P B - 3 5 3 1 の計算式に準じて計算した一次+二次応力。</p> <p>S_e : J S M E S N C 1 P P B - 3 5 3 6 (6) の計算式に準じて計算した熱膨張応力。</p> <p>$S_{n'}$: J S M E S N C 1 P P B - 3 5 3 6 (3) の S_n の計算式に準じて計算した一次+二次応力。</p> <p>S_m : J S M E S N C 1 付録材料図表 Part5 表 1 に規定される材料の設計応力強さ。</p> <p>(c) 疲労累積係数 > 0.1</p> <p>ただし, 上述する疲労累積係数は供用状態 A, B における疲労累積係数に (1/3) S d (<u>S d - D, S d - F 1, S d - F 2, S d - N 1, S d - N 2 及び S d - 1</u>) 地震のみによる疲労累積係数を加算したものとす。</p> <p>注記* : S d (<u>S d - D, S d - F 1, S d - F 2, S d - N 1, S d - N 2 及び S d - 1</u>) 地震とは, 添付資料 VI-2 「耐震性に関する説明書」のうち, 添付書類 VI-2-1-1 「耐震設計の基本方針」に示す弾性設計用地震動 <u>S d - D, S d - F 1, S d - F 2, S d - N 1, S d - N 2 及び S d - 1</u> による動的地震力をいう。なお, 弾性設計用地震動 S d の概要は, 添付書類 VI-2 「耐震性に関する説明書」のうち, 添付書類 VI-2-1-2 「基準地震動 S s 及び弾性設計用地震動 S d の策定概要」に示す。</p>	<p>・設備の相違 【東海第二, 柏崎 7】 ②の相違</p> <p>・設計方針の相違 【東海第二, 柏崎 7】 ④の相違</p> <p>・設計方針の相違 【東海第二, 柏崎 7】 適用する弾性設計用地震動の相違 (以下, ⑥の相違)</p> <p>・設計方針の相違 【東海第二, 柏崎 7】 ⑥の相違</p>

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p><u>ただし、PCV 貫通部については次の条件を満たすことで配管破損を想定しない。</u></p> <p><u>c. 供用状態 A, B 及び (1/3) S d 地震荷重に対して次の条件を満たすこと。</u></p> <p><u>(a) $S_n \leq 2.4 S_m$, 又は, $S_e \leq 2.4 S_m$</u></p> <p><u>(b) $S_n \leq 2.4 S_m$, 又は, $S_n' \leq 2.4 S_m$</u></p> <p><u>(c) 疲労累積係数 ≤ 0.1</u></p> <p><u>d. PCV 貫通部について、破損想定位置における破断荷重によって、PCV 貫通部の健全性維持範囲の配管に生じる応力は $J S M E S N C 1 P P B - 3 5 2 0$ の計算式により計算した応力が $2.25 S_m$ 及び $1.8 S_y$ 以下であること。</u></p> <p><u>ただし、$S_y : J S M E S N C 1$ 付録材料図表 Part5 表 8 に規定される材料の設計降伏点。</u></p> <p>(3) 防護対策の実施</p> <p>配管破損による動的影響により、他の安全機能を有する構築物、系統及び機器が損傷しないように、必要に応じ以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>a. 配管破損想定位置と防護対象機器は、十分な離隔距離をとる。</p> <p>b. 配管破損想定位置又は防護対象機器を障壁で囲む。</p> <p>c. 上記のいずれかの対策がとれない場合、配管破損による動的影響に十分耐えるパイプホイップレストレイントを設ける。</p>	<p>・設計方針の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2 号機は SRP 3.6.2 に基づき、PCV 貫通部の評価を実施する</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二、柏崎 7】</p> <p>島根 2 号機ではパイプホイップレストレイントのみを設けている</p>

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>3.1.3 評価結果</p> <p>RCPB 拡大範囲及びボトムドレンライン運用変更範囲それぞれにおける配管破損に関し、<u>J E A G 4 6 1 3</u>及びSRP 3.6.2 両方の規格に基づき評価した結果、発生応力又は疲労累積係数が所定の値を超える箇所はなく、配管破損想定位置は弁 <u>MV222-14 (残留熱除去系炉頂部冷却内側隔離弁)</u> から弁 <u>V222-7 (残留熱除去系炉頂部冷却水逆止弁)</u> までの間に位置するターミナル・エンド1箇所のみであることを確認した。</p> <p>また、当該箇所近傍には防護対象機器がなく、<u>配管破損想定位置と防護対象機器は、十分な離隔距離がとられていることを確認した。</u></p> <p>したがって、配管の破損に伴う飛散物により発電用原子炉施設の安全性は損なわれない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 【東海第二，柏崎7】 ②の相違 ・設計方針の相違 【東海第二，柏崎7】 ④の相違 ・評価結果の相違 【東海第二，柏崎7】 応力評価によって求められた配管破損想定位置はプラント毎に異なっている ・設備の相違 【東海第二】 配管破損想定位置の相違

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>3.2 高速回転機器の損壊による飛散物</p> <p>3.2.1 評価方針</p> <p>ポンプ、ファン等の回転機器は、使用材料の検査、製品の品質管理、規格等に基づき安全設計及び定期検査により損壊防止を図ること並びにディーゼル駆動補機、<u>蒸気タービン駆動補機</u>及び<u>ガスタービン駆動補機</u>については、調速装置及び非常調速装置等を設けることにより損壊防止対策が十分実施される。</p> <p>具体的な回転機器のオーバースピードに起因する損壊防止対策については、「3.2.2 評価内容」により評価し、必要に応じ設計上考慮する。</p> <p>3.2.2 評価内容</p> <p>高速回転機器については、機器毎に駆動源が異なるため、それぞれオーバースピードに対する<u>損傷防止</u>について必要に応じ設計上考慮する。</p> <p>(1) 電動補機</p> <p>誘導電動機を駆動源とする機器は、供給側の電源周波数が一定であることより、負荷（インペラ側の水等）が喪失しても、電流が変動するのみで回転速度は一定を維持し、オーバースピードとならないため、設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、各機器については運転状態を考慮し、構造上十分な機械的強度を有する設計とし、通常運転時及び定期検査時等においても健全性を確認することにより、機器の損壊を防止する。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>⑤の相違</p>

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
		<p>(2) ディーゼル駆動補機</p> <p>ディーゼル機関を駆動源とする機器には、各々調速装置及び保護装置として非常調速装置等を設けオーバースピードに起因する機器の損壊を防止する設計とする。</p> <p>調速装置は、通常運転時の定格回転速度を一定に制御する機能及び負荷変動時等の回転速度上昇を抑制する機能を有しており、負荷変動時等において回転速度が定格回転速度以上に上昇しても、調速装置の機能により非常調速装置が作動する回転速度未満に制御できるように設計する。</p> <p>非常調速装置は、万一、調速装置が機能することなく異常な過回転が生じた場合においても、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」及び「発電用火力設備の技術基準の解釈」並びに「<u>可搬形発電設備技術基準 (NEGA C 331 : 2005)</u>」に適合する定格回転速度の 1.16 倍を超えない範囲で作動し機器を自動停止させることにより、本設定値以上のオーバースピードとならない設計とし、オーバースピードに起因する機器の損壊を防止する。</p> <p><u>非常調速装置がない機器については、異常な過回転に伴う異常振動等が確認された場合、手動での非常停止が可能な設計とし、オーバースピードに起因する機器の損壊を防止する。</u></p> <p>また、各機器については非常調速装置が実作動するまでのオーバースピード状態においても構造上十分な機械的強度を有する設計とし、非常調速装置については、<u>模擬信号による</u>作動確認を行い、装置の健全性を確認することにより、機器の損壊を防止する。</p>	<p>・適用規格の相違</p> <p>【東海第二】 島根 2 号機は、NEGA C 331 に適合した設備がある</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】 ディーゼル駆動設備のうち、非常調速装置がない設備 (大量送水車) に対する防護処置を記載 (以下、⑦の相違)</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【東海第二、柏崎 7】 島根 2 号機は、非常調速装置の作動確認について詳細に記載</p>

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
		<p>(3) 蒸気タービン駆動補機</p> <p>蒸気タービンを駆動源とする高圧原子炉代替注水ポンプは、<u>調速装置及び保護装置として非常調速装置を設け、オーバースピードに起因する機器の損傷を防止する設計とする。</u></p> <p><u>調速装置は、通常運転時の定格回転速度を一定に制御する機能及び負荷変動時等の回転速度上昇を抑制する機能を有しており、負荷変動時等において回転速度が定格回転速度以上に上昇しても、調速装置の機能により非常調速装置が作動する回転速度未満に制御できるように設計する。</u></p> <p>非常調速装置は、万一、<u>調速装置が機能することなく異常な過回転が生じた場合においても、「ISO 10437」に適合する定格回転速度の 120% を超えない範囲で作動し機器を自動停止させることにより、オーバースピードにならない設計とし、オーバースピードに起因する機器の損壊を防止する。</u></p> <p>また、<u>高圧原子炉代替注水ポンプの駆動用タービンは、単段式のタービンであり、タービン翼は一体型のものを適用することで、タービンが破損により飛散することがない設計とするとともに非常調速装置が実作動するまでのオーバースピード状態においても構造上十分な機械的強度を有する設計とする。</u></p> <p>さらに、非常調速装置については、<u>各機器をオーバースピード状態にして非常調速装置の作動確認を行い、装置の健全性を確認することにより、機器の損壊を防止する。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2 号機は、HPAC ポンプの調速装置について記載 (以下、⑧の相違)</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>⑧の相違</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【東海第二、柏崎 7】</p> <p>島根 2 号機は、非常調速装置の作動確認について詳細に記載</p>

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>(4) <u>ガスタービン駆動補機</u></p> <p><u>ガスタービンを駆動源とするガスタービン発電機には、各々調速装置及び保護装置として非常調速装置を設け、オーバースピードに起因する機器の損傷を防止する設計とする。</u></p> <p><u>調速装置は、通常運転時の定格回転速度を一定に制御する機能及び事故時等の回転速度上昇を抑制する機能を有しており、事故時等において回転数が定格回転数以上に上昇しても、調速装置の機能により非常調速装置が作動する回転数未満に制御できるように設計する。</u></p> <p><u>非常調速装置は、万一、調速装置が機能することなく異常な過回転が生じた場合においても、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」及び「発電用火力設備の技術基準の解釈」に適合する定格回転速度の1.11倍を超えない範囲で作動し機器を自動停止させることにより、本設定値以上のオーバースピードとならない設計とし、オーバースピードに起因する機器の損壊を防止する。</u></p> <p><u>また、各機器については非常調速装置が実作動するまでのオーバースピード状態においても構造上十分な機械的強度を有する設計とし、非常調速装置については、各機器をオーバースピード状態にして非常調速装置の作動確認を行うとともに、非常調速装置が実作動するまでのオーバースピード状態の健全性を確認することにより、機器の損壊を防止する。</u></p> <p><u>非常調速装置を設けることによりタービンミサイルが発生するような事故は極めて起こりにくいと考えられる。しかしながら、ガスタービンについては定格回転数が約18000min⁻¹と非常に高速であることを踏まえ、仮想的にインペラ及びタービンディスクが損壊することを想定し、昭和52年7月20日付け原子力安全委員会原子炉安全専門審査会報告書「タービンミサイル評価について」に基づき影響を評価する。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>⑤の相違</p> <p>・他号炉と共用しない</p> <p>【柏崎7】</p>

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
		<p>3.2.3 評価結果</p> <p>高速回転機器のオーバースピードに起因する損壊に関して「3.2.2 評価内容」により評価した結果、電動補機については、オーバースピードとならないため、設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、ディーゼル駆動補機、<u>蒸気タービン駆動補機及びガスタービン駆動補機</u>については、<u>調速装置及び保護装置として非常調速装置を設けること</u>、非常調速装置が実作動するまでのオーバースピード状態においても構造上十分な機械的強度を有する設計とすること並びに<u>非常調速装置がない機器については、手動での非常停止が可能な設計とすることにより</u>、オーバースピードに起因する機器の損壊を防止している。非常調速装置については、各機器ともに非常調速装置の作動確認を行い、装置の健全性を確認するため、機器が損壊することはなく、損壊による飛散物は発生しない。</p> <p>なお、<u>ガスタービン駆動補機（ガスタービン発電機）については、仮想的に損壊することを想定しても、ケーシング板厚はタービンミサイルの防護上必要な板厚を上回ることから、損壊した回転体がケーシングを貫通することなくケーシング内部に留まるため、タービンミサイルは発生しない。仮想的損壊時のミサイル評価結果を表 3-2「ガスタービン駆動補機（ガスタービン発電機）のミサイル評価結果」に示す。</u></p>	<p>・設備の相違 【東海第二】 ⑧の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ⑦の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ⑤の相違</p> <p>・他号炉と共用しない 【柏崎 7】</p>

表 3-1 主要回転機器一覧表

補機 (回転機器)	電動	ディーゼル	ガスタービン	蒸気タービン
		駆動	駆動	駆動
非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ	○			
高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ	○			
補助消火ポンプ	○			
サイトバンカ建物消火ポンプ	○			
4.4m 盤消火ポンプ	○			
4.5m 盤消火ポンプ	○			
5.0m 盤消火ポンプ	○			
燃料プール冷却ポンプ	○			
大量送水車		○*		
大型送水ポンプ車		○		
高圧原子炉代替注水ポンプ				○
低圧原子炉代替注水ポンプ	○			
ほう酸水注入ポンプ	○			
中央制御室送風機	○			
中央制御室非常用再循環送風機	○			
緊急時対策所空気浄化送風機	○			
残留熱代替除去ポンプ	○			
可搬式窒素供給装置	○			
非常用ガス処理系排風機	○			
ガスタービン発電機			○	
ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ	○			
高圧発電機車		○		
可搬式窒素供給装置用発電設備		○		
緊急時対策所発電機		○		

注記* : 大量送水車の送水ポンプについては、非常調速装置がないため、異常な過回転に伴う異常振動等が確認された場合、手動での非常停止が可能な設計とする。

・設備の相違
【東海第二, 柏崎 7】

表3-2 ガスタービン駆動補機 (ガスタービン発電機) のミサイル評価結果

回転体名称	ケーシング板厚 (mm)	防護上必要な板厚 (mm)	評価
			○
			○
			○
			○
			○

・設備の相違
【東海第二】
 ・他号炉と共用しない
【柏崎 7】